- 1 業 務 名
- 2 履行場所
- 3 委託期間
   着 手
   年 月 日

   完 成
   年 月 日
- 4 業務委託 <u>¥</u>

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 0)

上記の業務委託について、次に掲げる条項を遵守の上、ご指示の設計仕様書及び図面のとおりお請けします。

- 第1条 設計図書に明示されていないもの又は設計図書で符号しないものがあるときは、業務担当員の 指示に従うものとする。
- 第2条 業務が完成したときは、その旨を通知するものとする。
- 2 検査は、前項の通知をした日から10日以内に受け、当該検査に合格したときは、業務完成物受渡書 により引渡しをするものとする。
- 第3条 業務委託料は、前条の検査に合格した後、適法な支払請求書を受理された日から30日以内に支払 を受けるものとする。
- 2 業務委託料が前項の支払期日までに支払われない場合は、未受領金につき、遅延日数に応じ、年2.5% の割合で計算した額の遅延利息の支払を受けるものとする。
- 第4条 委託期間内に業務を完成することのできない場合は、業務委託料からでき形部分に相当する業務 委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額の損害金を支払うものとする 第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても差し支えない。
  - (1) 委託期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
  - (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
  - (3) この契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
  - (4) 関係法令の規定に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約が解除されたときは、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として指定された期間内に支払うものとする。
- 第6条 この請書に定めのない事項については、必要に応じ網走市と協議してこれを定めるものとする。

年 月 日 網走市長 様 住所 受注者

氏名 印